

## 第5回「SOFTIC国際シンポジウム」 ま と め

1. はじめに .....	2
2. 参加スピーカ、パネリスト .....	2
3. 会議要旨 .....	3
[第1日]	
<input type="checkbox"/> 基調講演 .....	3
<input type="checkbox"/> 特別講演 .....	3
<input type="checkbox"/> 各国における検討状況 .....	4
<input type="checkbox"/> 日本における民間意見 .....	8
<input type="checkbox"/> 質疑応答 .....	11
[第2日]	
<input type="checkbox"/> ネットワーク環境下の著作権 .....	13
<input type="checkbox"/> オリジナリティを欠くデータベースの保護 .....	17
<input type="checkbox"/> 著作権の処理 (Clearance) .....	19
<input type="checkbox"/> 質疑応答 .....	19

## 1. はじめに

1995年11月29日、30日の両日、S O F T I C主催により、「東京イースト21」（東京）において、標記国際シンポジウムを開催した。当日の出席者数は、315名であった。

今回は、「ネットワーク環境下における知的財産権問題－各国の検討状況と今後の方向－」をテーマに、日米欧及び関連の国際機関の各担当者を招いて、各国における現在の検討状況とその考え方を把握、理解することに主眼をおいた。

本稿は議論の概要をまとめたものであり、詳細については、後日発行される予定の議事録をご覧ください。また、当日配布の会議資料一式はS O F T I Cで閲覧に供しているのでご利用いただきたい。

S O F T I Cでは、今後も隔年で、ソフトウェア等の保護に関する国際シンポジウムを開催していく予定である。

## 2. 参加スピーカ、パネリスト

基調講演者 北川 善太郎 京都大学 法学部教授  
特別講演者 Mihály Ficsor W I P O 事務局長補

〔第1日〕

### ○各国における検討状況

岡本 薫 文化庁 著作権課国際著作権室長  
Terri A. Southwick 米国特許商標庁  
Jens Gaster EU委員会DG/IV  
Deborah Hurley OECD ST/STCP

### ○日本における民間意見

相澤 英孝 筑波大学助教授  
吉田 正夫 弁護士  
射場 俊郎 マルチメディア問題に関する著作権連絡協議会 副代表幹事  
秋山 多喜男 マルチメディア製作者連絡協議会 副代表幹事

〔第2日〕

### ○ネットワーク環境下の著作権

モデレータ：相澤 英孝 筑波大学 助教授  
パネリスト：Paul Goldstein スタンフォード大学 法学部教授  
Michel Walter 弁護士、ウィーン経済大学講師  
宮下 佳之 弁護士

### ○オリジナリティを欠くデータベースの保護

モデレータ：山地 克郎 富士通(株) 法務・知的財産権本部本部長  
パネリスト：Robert J. Hart 英国弁護士  
小泉 直樹 神戸大学 法学部助教授

### ○著作権の処理 (clearance)

パネリスト：Fred M. Greguras 米国弁護士

### ○総括

中山 信弘 東京大学 法学部教授

### 3. 会議要旨

第一日で各国の検討状況の発表とそれらに対する質疑応答を行い、第二日は、第一日の内容を踏まえて具体的な論点についてディスカッションが行われた。以下に、プレゼンテーション及び議論の要旨を摘記する。

#### 【第1日】

##### ◎基調講演：「サイバースペースにおける著作権と「著作権市場」」

北川 善太郎 京都大学法学部教授

情報社会である現代社会のなかで、さらに情報化を進展させるインターネットが形成する空間であるサイバースペースにおいては、従来の問題パターンと異なる著作権問題が存在している。

近代法の体系は、情報に対して適切な位置と評価を与えなかったし、現在もそうであるが、コンピュータの発達に伴って財産的価値のある情報が増大しつつあり、さらにその一方では、Public domainであり自由に利用可能である情報ですら、なんらかの方法で囲い込まれることで、財貨として法的に保護されることになる。このような展開に情報と知的財産との同質性が読みとれ、この点はサイバースペースにおける知的財産問題を考える上で重要である。

ハイテクノロジーは、著作文化の普及促進に貢献してきたが、一方で著作物の不正利用のリスクを飛躍的に増大させ、マルチメディア時代には、多重著作権処理という難問を生み出すだろう。また、いったん囲い込まれることで財産的価値をもち、法的に保護されていた著作権情報が、サイバースペースのなかでは、再びpublic domainに戻っていくような新しい事態が生じている。

このような情報の自由化が、私権としての著作権の崩壊をしていく過程であるかということ、ベルヌ条約体制や各国著作権法制が改訂を求められても、私権としての著作権を後退、消滅させる過程であるとは思われない。むしろ、サイバースペースにおける情報の自由化の過程は、public domainにある情報と法的に保護され囲い込まれた情報としての著作権情報が共生する状況を生み出しているものであり、そこに著作権文化の近未来像が浮かび上がりつつある。インターネットにおける情報提供契約の類型として、現在5つの諸類型が考えられるが、著作権保有者とユーザーとの直接取引の場としての著作権市場は、まだ形成されていない。

サイバースペースにおける著作権危機を回避する新しいアプローチとして、契約による著作権の展開がある。すなわち、著作権法制の直面している大量複製に伴う問題やマルチメディア著作権問題等に対応する「契約モデル」としてのコピー・マート、著作権市場を提唱している。著作権保有者は自己の著作物に対して許諾条件を予め提示し、ユーザーと直接契約を締結して履行する。

サイバースペースにおける情報提供ビジネスは、著作権取引市場そのものというより、実質的には著作権市場に接近しているといえる。著作権市場が構築されるまでに克服されるべき壁はまだ多いが、そう遠い未来のことではなく、それは情報化の時代とサイバースペース文化に大きな意味を持つであろう。

##### ◎特別講演：「情報ネットワークのデジタル送信及び著作権の国際的調和」

Mihály Ficsor WIPO事務局長補

コンピュータ・ネットワークにおけるデジタル送信を取りまく国際的な著作権及び著作隣接権に関する規範に関して検討を行う。

権利の否定：このような立場は、真剣に考慮する必要はない。

複製権：デジタル環境一般に、広範かつ効率的な適用がなされると考えられる。WIPO国際事務局による第一提案書では、コンピュータ・システム内のすべての保存を複製とみなすという提案がなされた。但し、コンピュータのメモリに一時的に保存される場合まで、複製の概念を拡げることができるかについては問題がある。このように、一時的な蓄積又は固定に関して複製の概念を明確にするために、一層の努力を行う必要がある。また、複製権の例外及び制限についても再検討を要する。さらに、複製に伴う公衆への伝達との関係、複製権と頒布権との関係といった問題は残されている。

頒布権：米国ホワイトペーパーでは、デジタル送信に従来の頒布権を適用すべきであり、さらに「送信」により頒布される複製物へのファーストセールドクトリンの適用除外を提案しており、WIPO国際事務局の認識と非常によく似ている。ただし、国際的レベルで、このような解決方法の適用を考えるに、2つのステップが解決される必要があろう。一つは、ベルヌ議定書（Berne Protocol）及び「新文書」（“New Instrument”）への包括的頒布権の導入であり、もう一つは、頒布権の範囲を有形複製物の所有又は占有の移転以上に拡張することである。最初のステップについては、実現の可能性があるが、後者については、依然十分広い支持が得られていないのが現状である。また、「送信（transmission）」という用語についても明確化される必要がある。

貸与権：EU委員会のグリーンペーパーでは、貸与権の拡張解釈をデジタル送信に適用することが提案されているが、この場合、貸与の概念の明確化がやはり要求されるであろう。また、ベルヌ議定書及び「新文書」において、このような提案が十分な支持を得られる可能性は、先の頒布権の適用よりも低いかもしれない。しかし、EC委員会の提案には、デジタル送信の問題の、より包括的で柔軟な解決のための基本的な見解が含まれていることに留意すべきである。

公衆への伝達権、放送権：デジタル送信の問題を、国際的レベルからみた場合、各国により概念が異なっており、特定の概念及び権利を選択することは困難となる。そこで、ベルヌ議定書委員会及び「新文書」委員会では、多くの代表者により、包括的な頒布権よりも包括的な、公衆への伝達権のデジタル送信への適用が望まれた。しかし、ベルヌ条約、ローマ条約とも包括的かつ排他的な公衆への伝達権を規定していないという問題、さらには、「公衆への」や「伝達」といった概念の明確化が必要がある。

展示権：代替案としては、ベルヌ議定書における展示権も考えられる。

デジタル送信に対する特別の権利：理論的にはあり得ても、ベルヌ議定書及び「新文書」において十分な支持を得ることは難しいであろう。

異なる権利の（代替的又は累積的な）適用を認める「包括的解決（Umbrella solution）」：デジタル送の法的規制は、国際的に緊急を要する作業であり、ベルヌ議定書及び「新文書」において解決されることが望ましいが、どの権利を適用するかについて、一致した意見もない。一つのシナリオとしては、頒布権と公衆への伝達という概念を調整することが考えられるが、国際的なレベルで根本的な妥協を行うことは難しいといえる。もう一つのシナリオとして、特定の法的評価を含まない中立的な方法により、デジタル・ネットワークにおける送信・配信に関わる行為が排他的権利の適用を受けるように記述し、具体的に適用される権利の選択は各国の立法にゆだねるという解決策が考えられる。

#### 〔各国における検討状況〕

1. 日本文化庁報告書：「情報化の進展に対応した著作権施策の展開」  
文化庁国際著作権室 岡本 薫／一山 直子

情報化の進展に対応し、国際的議論の対象にあるのは、「すべての著作物」についての「デジタル化・ネットワーク化」の進展という広範な変化への対応であり、特にネットワークによ

る公衆への送信に対応して著作者等の権利をいかに保護するかということにあるといえる。日本著作権法では、有線・無線、同時・異時、デジタル・アナログのすべてにわたり、「公衆への送信」に関する権利をすでに保護しており、国際的に高い評価を得ている。「デジタル化・ネットワーク化」への文化庁の取組みは以下の通りである。

#### 権利処理の問題

著作権審議会「マルチメディア小委員会」による、平成5年11月の第一次報告書における以下の提言に対して、施策を行っている。

- ・権利の集中管理団体の整備充実を行うこと
- ・適切かつ円滑な権利処理ルールを確立すること
- ・権利情報の集中と体系化を行うこと

#### 権利そのもの（制度上）の問題

マルチメディア小委員会ワーキンググループは、平成7年2月に「検討経過報告」（グリーンペーパー）を公表し、以下の論点を整理している。

##### (1) デジタル化に伴う著作権問題

複製の定義、いわゆるデジタル化の扱い、実演者の人格権・翻案権の創設、私的使用のための複製に関する制限規定の見直し、著作者人格権の侵害の可能性に関連して、同一性保持権の見直し等。

##### (2) ネットワーク化に伴う著作権問題

送信の概念の整理、実演家・レコード製作者の有線送信に関する二次使用料請求権の創設、送信事業者の著作隣接権の創設等。

##### (3) 公衆への伝達手段の発達に伴う著作権問題

著作者のディスプレイ権の創設、実演家・レコード製作者の上演・演奏権の創設等。

##### (4) 図書館等における著作権問題

図書館等における複製に関する制限規定の見直し、図書館等におけるネットワークの利用、非営利・無料の貸与に関する制限規定の見直し等。

##### (5) マルチメディア・ソフトと映画の著作物

「マルチメディア著作物」等の著作物の分類を設けるべきか。「マルチメディア著作物」等の著作権等の権利の帰属に係る問題、映画以外の著作物にも頒布権を規定すべきか。輸入権を創設すべきか等。

##### (6) 著作物等の複製の技術的制限等

著作物等の複製及び受信の技術的制限の解除装置等の規制、著作権管理情報の不正付与等の規制等。

##### (7) 著作物の国境を越える放送・送信の扱い

日本から専ら日本国外の公衆による直接受信を目的とした放送及び送信も、著作権法の適用対象になることを明確に規定すべきか。

## 2. 米国ホワイトペーパー：「知的財産と国家情報基盤—知的財産権作業部会報告書」

Terri A. Southwick 米国特許商標庁

「ホワイトハウス情報基盤タスクフォース」（IITF）議長、ロナルド・H・ブラウン商務長官は、1995年9月5日に、「知的財産と国家情報基盤に関する報告書」を発表した。特許商標庁長官である、ブルース・A・レーマンが議長を務める「IITF知的財産権作業部会」が作成したこの報告書は、知的財産権法がサイバースペースにおいていかに適用されるかを説明しており、議会に対して立法上の勧告を行っている。NIIの原動力は、コンテンツであって、著作権保護は、NIIの成功にとっての障害ではなく、不可欠の構成要素である。IIT

F内に設立された、知的財産権作業部会は、知的財産権法が技術的変化の速度に対応した適切なものとなっているかどうか、調査し、著作権法の一部については、現在の技術を適切に配慮したものとするために、部分的に修正すべきことを勧告した。

#### 勧告の要約

- ・既存の権利の明確化：複製物または著作物の録音物の送信による公衆への頒布が著作権者の排他的頒布権の範疇に含まれることの明確化、「送信」、「発行」の定義、輸入に関する頒布関連規定の修正。
- ・フェア・ユース特権の適用：図書館例外規定の修正により、著作物のデジタル形式による複製物3部の作成を認めること、出版複製物における著作権表示を義務でないと承認すること、図書館等が保存目的で少数のデジタル複製物を作成することを許可すること、非営利団体が、一定の制限の下で、以前発行された言語による著作物の、点字版、大型活字版、音声版、その他の版を作成し、視覚障害者にそれを原価で頒布することを認める例外規定のための著作権法の修正。
- ・技術的保護システムと情報：著作権法上の排他的権利の違反を禁止または防止するための技術的保護を、著作権者または法律による権限なしに、無効にすることを主要な目的または効果とする装置もしくは製品の輸入、製造、頒布、または、そのようなサービスの提供を禁止すること、を規定する12章を著作権法に含めること。また、虚偽の著作権管理情報の伝播、著作権管理情報の無許諾の除去または変更を禁止するための修正。
- ・審議中の立法措置の支持：刑事罰に関する規定の修正も勧告している。現在審議中の2つの法案、上院 227号及び下院1506号は報告書の勧告より限定されているが、このような権利を認めるものとなっている。
- ・その他の勧告及び所見：その他、特許商標庁（PTO）は、電子的に伝播された出版物の正当性を保証するための措置に関する勧告をはじめ、様々な勧告を行っている。また、作業部会では、オンラインによるライセンス契約の締結、暗号化技術及び関連製品の開発への協力、N I I 環境におけるサービスプロバイダーの責任配分（作業部会は、プロバイダーの責任軽減は時期尚早と信じる。）のあり方、等の研究促進を奨励している。加えて、作業部会では、「フェア・ユース会議」と「著作権意識キャンペーン」の取り組みを続行している。

### 3. EUグリーンペーパー：「情報社会における著作権および関連の諸権利」

Dr. Jens Gaster EU委員会 DG15

EU委員会では、1995年7月19日に情報化社会における著作権及び隣接権に関するグリーンペーパーを発行した。グリーンペーパーへの回答の分析は、最終的には、「グリーンペーパーのフォロー・アップ」となり、1996年度中に欧州委員会で採択されるはずである。

- ・知的財産権に対するデジタル技術の影響について：欧州委員会は、1994年7月の公聴会で、新しい技術的環境により既存の法制の根本的変更が必要となっているわけではないという印象を得た。欧州連合では著作権及び隣接権の分野でこれまで4つの指令を採択し、1996年初めには制定が予想されるデータベースの法的保護に関する閣僚理事会指令により、このような法体制は完成するといえる。
- ・グリーンペーパー：グリーンペーパーは、2つの章からなり、第1章ではその必要性の理由が説明され、関係する問題点が特定され、欧州連合における既存の法制の概略が述べられている。第2章では、著作権及び隣接権の体系に対して新技術がもたらす意味に関して、以下の問題が議論されている。
- ・準拠法の決定について：情報化社会の国を越えた広がり、著作物やその他の保護対象物の送信全体に適用される準拠法の調整を必要としているか？

- ・ 消尽の原理について：原則としては情報化社会環境における消尽原則の影響はかなり制限されるものと思われる。
- ・ デジタル複製権について：複製権の範囲の再検討という問題について、まず、著作物や他の保護対象物のデジタル化が複製行為となるか、さらに、メモリへの著作物の（一時的な）ローディングと、それに続くダウンロードが複製行為になるかという問題がある。EU全体で同じ保護を受けることを保証するために、残っているギャップを埋める必要がある。
- ・ 公衆への伝達について：「公衆の伝達」の権利の中に含まれている「公衆」という概念を詳しく検討することも重要。また、私的使用の限界はどこにあるのかという疑問を解決する必要がある。情報化社会が発展するにつれ、例外の許容範囲を狭めるべきか検討することが、EU法にとっても不可欠になるとと思われる。
- ・ デジタル送信権について：デジタル送信について新たな排他的権利の導入も求められているが、貸与権に関するディレクティブの「貸与に該当するもの」として認められる可能性もある。この解釈によれば、既に電子的配布に関する排他的権利である貸与権が存在していることになるが、明確性と法的安定性のために、立法による確定が望ましいと言えよう。
- ・ デジタル放送権について：デジタル化により、著作物の二次的利用と考えられてきた放送が、一次的に重要な意味を持つ利用形態となったため、法の取り扱いもそれに応じて変わるべきだという議論もある。つまり、隣接権を強い排他的権利とすべきかという点であるが、注意深く検討することが必要である。
- ・ 著作者人格権について：デジタル環境において、既存の著作物等の改変や翻案は、より容易となり、著作者人格権がより多く利用されるという状況も考えられるが、この問題はEUレベルではまだ調整されていない。著作者人格権に関する各加盟国の立法の不均一さが、新しいデジタル環境の下で、まだ許容できるのか、新たな行動が必要とされているのか、検討される必要がある。
- ・ 権利の取得及び管理について：マルチメディア著作物の製作が、権利の取得、許諾のための煩雑な手続によって妨げられないように権利の管理の合理化と、その作業に必要な情報の再構築が必要となるであろう。そのため、権利管理を簡素化できる連合組織を設立するよう奨励すべきである。ただし、当事者の契約の自由は尊重される必要があり、権利管理も競争法を遵守しなければならない。EUでは、1994年7月の公聴会で、いわゆる「ワン・ストップ・ショップ」という方向へ向けた解決策へある程度の共感が示された。
- ・ 識別および保護の技術的システムについて：著作物及び他の保護対象物の系統的入れ墨（tattooing）によって、よりよい保護がもたらされるであろうし、機器自体に技術保護装置を組み込む場合も考えられる。
- ・ 情報化社会の世界的広がり：このような新しい技術的課題に対して、国際的な協力の必要性は認識されている。EU及びその加盟国は、WIPOが、これらの問題を検討する適切な国際機関であるという考えを支持している。
- ・ 結論：欧州連合では、著作権及び隣接権について、高レベルの保護を定める法律のハーモナイゼーションがかなり実現しており、さらに、データベースの法的保護に関するディレクティブが採択されれば、より確実な法的基礎が整備される。EU委員会では、同様な規則が国際レベルで導入されることを期している。

4. OECDの考え方：「G I Iにおける知的財産権の保護－国際情報化社会の経済、政治、社会の最大限の発展を達成するためのバランスのとれた競争を促す目標」

Deborah Hurley    OECDST/STCP

- OECD：OECDは、世界の経済先進国である加盟国25ヶ国を有する国際機関であり、日米欧三極間で唯一のフォーラムとしての役割を果たしている。
- 情報、コンピュータ及び通信技術におけるOECDの役割：OECDは、1980年の情報、コンピュータ及び通信政策に関するOECD委員会（ICCP）の設立以来、情報、コンピュータ、通信技術、個人データ及びプライバシーの保護、国境を越えるデータの流れ、知的財産権の保護、情報システムのセキュリティ及び暗号政策に関する政策立案活動を行ってきた。このような作業の目的は、国際的調和にあるといえる。
- 知的財産権の保護の分野におけるOECDの役割：OECDは、知的財産権の保護に関し、従来の規則の妥当性に問題があり、また新たな規則を作成する必要がある場合、その努力を傾注している。
- 情報通信技術及び知的財産権の保護に関する最近のOECDの活動：情報基盤の専門家による1994年の会議：1994年に開催されたOECDの情報基盤の専門家会議では、知的財産権の保護、情報システムのセキュリティ、個人データ及びプライバシーの保護、暗号政策などの分野が検討された。検討に際しては、情報基盤において機能的な統一体を形成することが目的とされ、情報基盤における知的財産権の保護について、米国、欧州連合、日本の現在の問題点及び見解が説明された後、マルチメディア著作物の著作権及び複製権という特定の問題が検討された。この会議におけるコンセンサスは、現在の知的財産権は、情報基盤におけるマルチメディアを含む知的財産権製品を保護するために、概して適切であるというものである。ただ、一部の側面については、情報基盤の技術により引き起こされる特別な諸問題を検討するために、調整を必要とする。これらの諸問題には、各国内法間の相違、特にコモンスローシステムと著作者の権利のシステムとの間の相違の調和、及び知的財産権の管理が含まれる。一方で、知的財産権に関して公衆を教育することも重要であるといえる。
- OECDの活動：1995年10月、ICCP委員会は世界情報基盤におけるプライバシー、セキュリティ及び知的財産権の保護に関する専門家グループを設置した。OECD専門家グループの第一回会議は1996年2月に開催される。
- 将来のOECDの実行可能な活動に関する、未解決の問題及び分野：デジタル形式の著作物の知的財産権に対する保護の分野に関しては、多くの未解決な問題が存在し、これには、著作者人格権、実演家の権利、展示権及び頒布権並びにG I Iサービス提供者の責任が含まれる。結論として、以下の4つの問題を強調する。すなわち、知的財産権の保護・管理及び行使の国際的調和、G I Iの補償金システム、G I Iにおけるデジタル形式の著作物及びその他の知的財産権の保護に関する経済的議論及び意見の分析、統一された最良のG I Iを創造するために、多くの経済的、政治的、及び社会的目標の間のバランスを取ることを。

〔日本における民間意見〕

1. 民間11団体の研究報告：「デジタル・ネットワーク化に対応した知的財産権の在り方について－主要な法的論点についての検討」

相澤 英孝    筑波大学助教授

本報告は、平成6年11月に、デジタル化・ネットワーク化に対応した知的財産権の在り方に関連の深い11の民間団体によって組織された「デジタル化に係る知的財産権問題検討委員会」



における議論の成果である。本報告では、特に検討の必要性が高いと思われる以下の3点について、詳細な議論を行った。

- ・著作権及び権利制限の在り方の基本的考え方について—デジタル・ネットワーク環境下では、コンテンツの「拡布」を権利者の許諾の対象とすることが、権利者の経済的利益の確保を左右する重要な要素となる。従って、このような環境下では、著作権の実質的内容は、著作物の「拡布」を対象とするものが適当である。但し、必ずしも、著作権法における「拡布権」の新設を意味しない。権利が著作物の「拡布」を対象としていることが重要である。権利制限の在り方については、一つの考え方として、「拡布」を伴わないコンテンツの利用については、権利制限規定の対象としてもよいのではないかという考えもある。しかし、具体的にどのような行為が権利制限の対象とされるべきかについては、行為類型に即して、更なる検討を行う必要がある。
- ・データベースからのデータ抽出行為への法的対応等について—デジタル・ネットワーク環境下のコンテンツのなかで、データベースは主要な部分を占めると考えられる。一方、米国やEUにおいては、データベースからのデータ抽出行為に関連して、データベースの著作権による保護の限界が次第に明らかとなっている。我が国の著作権法によっても、データ抽出等の行為に対しては、特段の法的措置は講じられておらず、将来的には、データベースからデータを抽出しかつ／又は再利用する行為について、何らかの法的措置を講じることが望ましい。法的措置の内容については、EUディレクティブ等を踏まえた内容が考えられるが、さらに検討を要する。特に、非電子形態のデータベースを保護対象とするか、如何なる行為を差止請求権等の対象とすべきか、質又は量の観点から、どの程度のデータの抽出及び商業目的の利用を禁止するか、保護期間、新たな法的措置と著作権との関係等については留意する必要がある。法的措置の具体的枠組みについては、新規立法形式による排他的許諾権の創設又は不正競争防止法による対応が考えられ、検討の結果、いずれにおいても対応しうると考えられる。現時点においては、いずれの選択肢を採用するか結論には至らなかった。
- ・コピープロテクト解除装置等に対する法的対応について—著作物等の複製を禁止・制限する技術的措置の解除行為等の問題については、何らかの法的規制が必要と考えられるが、著作権保護という観点のみから論じられるべきではなく、例えば、情報システムのセキュリティ確保や個人情報保護等、別途の政策的観点も踏まえて、総合的に検討されるべきであると思われる。著作物等の受信を禁止・制限する技術的措置の解除行為等の問題についても、やはり、セキュリティ確保や個人情報保護等の政策的観点も踏まえ、総合的に検討されるべきである。また、このような法的規制を著作権法により行うことは、著作権法との目的との整合性を確保できなくなるとの観点からも適当ではないと考えられる。以上より、複製や受信を禁止・制限する技術的措置の解除行為等については、新規立法の制定等により対応を図ることが望ましいと考えられる。

## 2. 「知的財産研究所（IIP）」の提案：「マルチメディア社会に向けた知的財産権ルールのあり方（財団法人知的財産研究所報告書を中心に）」

吉田 正夫 弁護士

- ・検討の背景—知的財産研究所では、平成5年度にマルチメディア委員会を設け、その検討成果を昨年2月に「Exposure '94」として公にし、内外からの意見を求めた。本年度も引き続き、同委員会を設け、特に、マルチメディアの製作・流通・利用の各段階ごとに生じる法的問題とマルチメディアを巡る実態面での課題について、検討を行った。
- ・第1部「マルチメディアを巡る知的財産権法的問題」—現行法の解釈の見直し、実務慣行

の確立による新たな課題への対応可能性を検討し、これらによる対応が困難な場合、現行法の改正、新規立法についても検討を行った。

- マルチメディアソフトの製作に係る問題としては、主に次のようにまとめられる。  
デジタル化という行為の法的評価については、著作権による保護は不要と考えられる。また著作権隣接権による保護付与の必要性も疑問である。デジタル化を許諾する権利は、著作権の支分権としては、不要と考えられる。マルチメディアソフトの権利帰属については、関係する権利者の代表する者が利用許諾を行う形態が構築されることが望ましい。製作過程で生じる中間生成物については、契約上その取り扱いを明確にすることが望ましい。
- マルチメディアソフトの利用に係る問題としては、以下のようにまとめられる。  
ネットワークへの無断アクセスへの対応として、著作権法上は、有線送信権侵害、複製権侵害、展示権の拡張、ディスプレイ権の新設等が挙げられる。その他、著作権法以外の対応も考えられる。  
無断アップロードについては、著作権侵害で対応可能と考えられる。ネットワークフォーラム主催者の責任については、過度の責任を負わせない等の配慮が必要である。LANサーバーへの蓄積と複数端末での利用への対応として、有線送信権の「同一構内」についての規定に関して修正が必要である。特定少数者への送信の繰り返しへの対応としては、有線送信権の「公衆」概念の見直しを行うことも考えられる。私的使用のための複製については、契約の有効性も含め今後の検討課題である。
- 翻案・改変等にかかる問題については、以下のようなものがある。  
同一性保持権に関して、翻案権も含めた許諾があった場合は、改変を同意したものと契約上の解釈が可能と考えられる。パロディについては、立法的配慮を含めた、今後の検討が必要とされる分野である。
- 第2部「マルチメディアを巡る実態面の課題」――センターの有すべき機能を、素材にかかる情報提供、素材にかかる権利処理、素材自体の提供の3つに集約し、これらの機能の組み合わせから考えられるバリエーションを想定し検討した。  
センターの存在形態、運営への規制の要否：市場原理にゆだねるのがベストである。基本的には、複数のセンターによる競争が行われるのが望ましい。  
扱う著作物の類型、権利内容、情報の範囲：類型、権利内容ともに市場原理にゆだねられるべきであり、情報の範囲については権利帰属関連情報、ライセンス関連情報、その他付随情報が広範かつ包括的に扱われることが望ましい。また、複数のセンターがネットワークで繋がっており、情報収集、データベース化については、国際的なレベルで標準化されていることが必要である。また、マルチメディア時代の利用形態から、マルチメディアソフト自体に権利処理に必要な情報が付加され、権利処理の方途が開示されていることが望ましい。
- センターの責任――業務内容の多様性から一律に論じることは困難。

### 3. 「マルチメディア問題に関する著作権連絡協議会（CCM）」の報告

射場 俊郎 同協議会 副代表幹事

- 設立――1994年7月。現在30団体により運営。関係権利者団体は、音楽、言語、美術、写真、映画、放送、コンピュータソフトウェア等広範にわたる。
- 目的――マルチメディアに関連する著作物の適切かつ円滑な権利処理ルールの確立、そのために、権利者とマルチメディアソフト製作者との間の協議、及びそれに伴う著作権者、著作権隣接権者団体間の情報・意見交換、各種調査研究等を行い、マルチメディアへの利用に関する著作権等の擁護と著作物等の公正な利用を図り、もって文化の発展・普及に寄与する。
- 活動状況――事業内容としては、各種調査研究及びソフト製作者との懇談・協議を行っている

る。内部の活動体制として、「法制研究会」、「権利処理研究会」、「集中管理研究会」の3つの研究会を設置し、各研究会に主査、副主査を置き、月1回のペースで、研究活動を行っている。1994年12月には、シンポジウム「マルチメディア技術の現状と将来動向」を開催した。

- ・今後の活動—CCMの構成団体は、事実上我が国の関係権利者のほとんどを網羅しているといえる。「マルチメディア製作者連絡協議会（CMP）」との協議による、著作物の適切な保護を確保することにあるが、多様な著作物の権利の体様を一律に論じることは困難である。現在、著作物が利用される場合の性質を分類し、類似の関係権利者を7つのグループに分けて、権利処理のあり方を検討しているが、その権利処理の方向性が明確になった場合、次に権利情報の集中化や提供体制等の将来的な方向の可能性についての検討を深める必要がある。また、ネットワーク下の利用、特に双方向性による利用の拡がり、国際協力による検討も必要となろう。今後、CCMは、CMPとの協議を踏まえて、デジタル化時代に対応できる権利処理システム構築の一助として、1996年中頃までにはそれぞれの研究報告をまとめ、提供することを予定している。

#### 4. 「マルチメディア製作者連絡協議会（CMP）」の報告

秋山 多喜男 同協議会 副代表幹事

- ・設立—平成6年10月、マルチメディア関連諸団体21団体（現在25団体）
- ・目的—マルチメディアソフト製作に当たり、素材として使用される著作物等の適切かつ円滑な利用秩序の確立、マルチメディアソフトの著作権の保護、及び円滑な製作環境の育成についての意見交換、調査研究等と共に、素材として利用される著作物等の権利者との間で協議すること等を目的とする。主な事業としては諸々の調査研究、検討及び意見交換、権利者団体との協議等を行っている。
- ・研究活動—CMPでは、3つの研究会を設置し、平成7年2月より月1回のペースで研究活動を行っている。「権利処理研究会」では、マルチメディアソフト製作時における権利処理の現状の把握及び問題点の整理、適切かつ円滑な権利処理ルールの在り方についての調査研究、検討及び意見交換を行っている。「マルチメディアソフトの権利保護研究会」では、マルチメディアソフトの著作権の保護、円滑な製作環境の育成及びマルチメディア時代の著作物利用秩序の在り方についての研究活動を行っている。「集中処理研究会」では、マルチメディアソフトの素材として利用される権利及び製作されたマルチメディアソフト自体の、所在情報の集中化、提供体制、権利の集中管理体制のあり方についての調査研究を行っている。本年8月には、「権利処理研究会」と合同でマルチメディアソフト製作者を対象とした、権利処理ルール構築のためのアンケート調査を実施し、現在集計中である。
- ・今後の活動—CMPでは、「マルチメディア問題に関する著作権連絡協議会（CCM）」との協議を主な目的としており、CCMと共同して、マルチメディアソフト製作時に既存の著作物を利用する場合の権利処理ルールを確立することを最重要課題と考えている。

〔質疑応答（司会：井上由里子 筑波大学助教授）〕

注：現段階で発言者のチェックを経ていない。正式な記録は、後に発行する予定の議事録を参照されたい。

〈EUデータベースディレクティブに関連して〉

Q1：同ディレクティブのSui Generis権では、その権利の存否が不明確にならないか。また、

同ディレクティブ第7条のサブスタンシャル・パートについて、裁判所はいかなる基準で判断していくのか。

A 1 : 保護を判断する定性的、定量的基準の定立の必要性はある。ただ、投資といっても、単なる資金的なもののみならず、かなり広い範囲となろう。同ディレクティブ第7条の判断基準については、EUレベルでは、欧州裁判所による確立を求めることになると思われる。ただ、閣僚理事会も一定のガイドラインを出そうとしている。また、ケース・バイ・ケースにより判断する必要もあろう。

Q 2 : 同ディレクティブの背景にある、投資の保護の必要性という点について—投資を保護するという理由が判然としない。

A 2 : データベースの中には、現状の知的財産権では保護されないものも多く、法体系にギャップが存在しているといえる。Sui Generis 権は、いわゆる額に汗の努力を保護するものである。

Q 3 : 不正競争からの保護という形の対応の方が妥当ではないか。

A 3 : 不正競争からの保護の場合、ユーザーの行為に対して保護されない。

〈ネットワーク上の情報伝達の取り扱いに関連して〉

Q 4 : 他人の管理しているサーバーの特定のデータにリンクを張るという行為は、著作権法上、どう評価されるか。また、リンクを張る行為自体がデータベースを作成する行為として法的保護を受けるのか。

A 4-① : リンクを通じてアクセスを行った者のシステムへの複製行為があれば、どのような経路を経たかに関わらず複製行為となろう。ただ、アクセスを提供した者の責任が寄与責任あるいはバイカリアスライアビリティとなるのか等の点については不明である。

A 4-② : データベースディレクティブによると、明らかに複製行為といえる。また、その他の当事者のデータベースへのアクセスを提供した場合、寄与過失となるかについては、EU加盟各国に委ねられている。

A 4-③ : リンクを張ることの意味は、ユーザーが、関連する情報からショートカットして早道をしてたどり着けるという点に違いがあるだけで、それ自体は法的に問題にすべきではない。但し、違法な著作物が複製される場面にリンクを張って導く行為は複製権侵害あるいは有線送信権侵害を助長する行為として評価される可能性が高い。yahoo のような有益なリンク情報を提供するホームページは、それ自体一つの編集著作物的な保護を受けられる可能性があるのではないか。

A 4-④ : 先進国の関係者の一致した見解として、公衆に対するアクセスビリティを生じさせた人に責任があるという意見がある。つまり、スイッチを押したかどうかではなく、公衆からアクセス可能な状況をつくったかどうかで判断すべきではないか。

Q 5 : リモートログインによって、リモートホスト上でプログラムを起動させて処理した場合、著作権法上どうなるのか。

A 5 : リモートサーバーへのアクセス行為が侵害行為となるかは不明。

Q 6 : ファーストセール・ドクトリンと送信との関係について。送信には必ず複製が伴うとすれば、ことさら頒布権を問題にせずとも複製権侵害で足りるのではないか。また、米国著作権法第 602条の改正は、国際消尽を認めないという前提の下に並行輸入を止める

のが目的なのかどうか。

A 6 : ファーストセール・ドクトリンは、その後に頒布する側になる人間が持っている複製物の頒布に適用される。例えば、適法にダウンロードした著作物のディスクは自由に処分できる。しかし、送信については、複製があるとともに、送り手側のコピーとその後の第2者の持つコピーとは違うのでファーストセール・ドクトリンは適用されない。この場合、著作権の各支分権は別個に譲渡可能で、1つ以上の権利が関与している場合、侵害されているどの権利でも行使することができる。

送信による輸入については、物理的な材の輸入に対する権利行使よりも弱くなるだろう。

#### 〈著作権の集中管理について〉

Q 6 : 著作権の集中管理機構について、自由競争に委ねるという考え方に対して、例えば対価の設定等において何らかの一定のガイドラインが必要ではないか。

A 6-① : 私見としては、ガイドラインは必要ない。国際的には、CISACという国際機関がある。5カ年計画で2000年までにコモンインフォメーションシステムの構築を目指して活動している。また、プライバシーの問題が考えられる必要がある。

A 6-② : 自由競争については、著作権者協会が優位な立場を乱用することは、やはり不法行為といわざるをえない。

A 6-③ : 非常に多くの側面があるが、日本の場合、権利者団体が乱立するという状況は考え難く、むしろ、権利についてどこになにがあるのかわからないといった意味での、非効率性の方が大きいのではないか。

A 6-④ : 料金の場合だと、ソフトの性質上、ガイドラインをつくるというのはあまり意味がないが、完全にフリーというわけにもいかない。

A 6-⑤ : 米国でも、徴収団体という権利処理センターが成功を収めているが、政府機関を設立するとか、集中管理団体への強制も行われまいだろう。米国で重要な点は、著作者がその排他的権利を失わないようにするという点である。

A 6-⑥ : まず、特定の入りやすい分野について、実験的に集中管理、情報処理、権利者情報の提示といったものがどこまでうまく行くかをみる、といった対応が必要ではないか。

## 【第2日】

### 〔ネットワーク環境下の著作権〕

#### 1. 「デジタル環境における著作権の排他的権利の制限」

Paul Goldstein    スタンフォード大学法学部教授

デジタル・ネットワーク環境によって、著作物の使用が公的な場所から私的な場所へ移動し、著作物への迅速なアクセスと著作物を使用するための取引が即時的に行われるようになり、著作権法へ大きな影響を与えている。

#### A. 「公→私を与えた影響」

米国著作権法は伝統的に、著作権者が私的な場所より公的な場所で報酬を得ることを前提として構成されてきた。しかしながら、デジタル環境が整うにつれ、著作権のコントロールを家庭内の私的な使用にまで及ぼす必要が出てくる。なぜならば例えば映画は映画館やテレビで同時に鑑賞するのではなく、家庭内で個別的に見るようになるからである。

そこで、現在の米国著作権法の課題の一つが、従来規制されていなかったが、デジタル環境下において経済的重要性を持つ、著作物の私的使用にまで著作権のコントロールを及

ばすようにすることである。

まず、頒布権、実演権、展示権は「公に対するもの」であるという要件が必要とされるが、この要件をデジタル環境下においても維持すべきかが問題となる。最近の一部の判例では「公」の意味するところをかなり広く解するようであるが、将来のデジタル環境においては、問題の実演、展示、頒布が、前記のような解釈を採っても公でないことは明らかであるにもかかわらず、経済的に重要性を持つ場合が出てくることが予想される。例えば、デジタル娯楽サービスの個人的加入者が、自宅で著作物の実演を注文する場合などである。このような私的な分野に、私的使用の一部の適切な例外を認めつつも、著作権の範囲を拡大していくことが、米国議会に求められている。

なお、米国著作権法では、公的か私的かを問わず、あらゆる方法の複製が著作権の排他的複製権の範囲に含まれるが、最高裁判所が、ベータマックス事件で判示し、議会がベータマックス事件後の立法で示したように、私的な家庭内録画には著作権は及ばない。

## B. 「取引技術の進歩が与えた影響」

当分の間は著作権法が著作物の保護の決定権を握っているが、技術の進歩により著作権に代わり、契約や暗号が決定権を握ることになるだろう。

フェア・ユースの抗弁は私的使用に対する著作権適用の例外であると指摘されるが、実際のところ、米国のフェア・ユースの抗弁は、取引交渉にかかる費用が当該使用の価値より高いと思われる場合に、著作物の社会的に価値ある使用を可能にするために用いられることが多い。

デジタル環境下において、技術の進歩により、取引費用がゼロに近くなるのであろうから、フェア・ユースの抗弁が適用される根拠がずっと少なくなるであろうと予想される。

既に述べたとおり、近い将来、著作権法ではなく契約や暗号を中心として著作物が保護されることになるであろう。その場合に既に法定の保護期間を経過した著作物が暗号によって保護されている場合や、パブリック・ドメインである著作物と著作権の保護を受けるべき著作物が混在して、一つの編集著作物として存在する場合に問題が生じ得る。また、当事者がフェア・ユースを避けて契約を適法に為し得るのかという点についても検討が必要があるだろう。

## 2. 「ネットワーク環境における著作権及び著作隣接権-現行法制度へのデジタル送信の統合」

Michel Walter 弁護士、ウィーン経済大学講師

情報ハイウェーなどのデジタル送信が可能な情報環境が生じたために、データベース内での著作物の利用、及びデジタル送信による著作物の利用が、検討を要する課題として浮上してきている。検討するにあたっては、現在の法的状況に関する議論と、将来の立法の可能性に関する議論を区別する必要がある。

デジタル送信は新しい利用形態であるが、現行の著作権法の枠組みにデジタル送信の権利を統合することが可能であれば、どの権利が最も適切であるかを議論する必要があり、統合できないのであれば、いかなる権利を新しく導入する必要があるのかを検討すべきである。

今回の報告ではまずデジタル送信に関して生じるいくつかの問題をあらかじめ議論した上で、デジタル送信の権利を現行の利用権の体系へ組み込む際の問題を論じる。

デジタル送信は広い領域に散らばった人々が、異なる時間に個人として利用することに特徴があり、それゆえ多くの著作物の利用に要求されている「公衆」の概念が検討される必要がある。

また、情報ハイウェーを通じてユーザーに著作物のアクセスを提供することが出版とみなさ

れるかについても議論が生じるだろう。私は原則として出版とはみなされないと考えている。

情報ネットワークを通じた著作物の送信は国家領域内に限定されることは少なく、それ故著作物の複製物の国境を越える頒布及び放送は国際私法上の問題を生じさせてきた。現在では準拠法を決定する際に、知的財産権に関する属地主義の理論を用いざるを得ないが、将来的には国際的な統一ルールを作成することが望まれる。

ある著作物をデジタル・ネットワークに導入した者が、この行為に対して責任を有するのは明らかであるが、ネットワークを通じての伝播に関与した者の責任は明らかではない。特に伝播においてその内容に手を加えることの出来なかった者にまで責任を負わせることは出来ないとと思われる。このようなネットワークプロバイダーの責任に付いての詳しい検討は、この後の宮下弁護士の報告に委ねたい。

デジタル送信による複製物はデジタル形式で存在することにより、あらゆる種類の改変を受け易い。これに対して著作権者は著作権者人格権を行使することが出来るが、著作権者人格権は全ての著作権法において十分に守られている訳ではない（米国著作権法やTRIPS協定がその良い例である）。さらにデジタル化によって著作物は大きく改変される可能性が出てくるが、それはもはや独立の著作物とみなされることが多く、それ故原作者の権利が害されることになる。この対策として立証責任に関する規則を修正する必要があることを指摘したい。

技術の進歩によって著作権ビジネスの重要性が高まりつつある。そして単なる送信行為にも一層の保護が与えられるようになってきている。この保護は著作権者の保護と矛盾するものではないと考えるが、もっとも重要視されるべきは著作権者の保護である。その為には契約についてのルールづくりや著作権者協会がきちんと機能するような枠組みづくりを進めていく必要があるだろう。

著作権及び著作隣接権による保護を補足するものとして技術的保護が考えられる。著作権法などを補強するために技術的保護の仕組みを著作権法や刑法に盛り込むことは検討されて良い。ただ、著作権法などによる保護を越える保護を技術的保護により与えることになる場合には、両者の関係を明確にする必要があるだろう。

情報ハイウェイを通じての著作物の送信において集中管理が行なわれることが多くなっている。そこで支配的な権利を著作者に与えるか（集中管理を行なう）著作権者協会に与えるかが検討される必要があるだろう。この点についてはGreguras氏などの報告で触れられるかもしれない。

次にデジタル送信の現行の法制度への統合という問題について論じたい。

まず、デジタル送信は次のような性質を有する。すなわち、当該著作物の複製物がユーザーのコンピュータのRAM上に自動的に作成され、さらにこれらはRAMから補助記憶装置にダウンロードすることが出来る。ユーザーが著作物の複製物を自由に処分できることが従来の複製・頒布と共通の点である。また、デジタル送信では、自分が興味を持つものだけを引き出すことが出来るオンデマンド効果を有する。他方、送信が無形の形式で行なわれるということは（有線）放送との共通点である。

上記の様にデジタル放送を除きデジタル送信は放送というより頒布・複製に近いといえるが、デジタル送信を現行法のいかなる権利のもとに統合するかという問題は、その統合によって生じる法的結果（その権利がいかなる効果を有するか）を十分に検討し、著作権者・著作隣接権者・ユーザーの間で公平が保たれるようにせねばならない。

各国の法制は細かい点で異なっている（公正利用の範囲、ファーストセールドクトリンの適用の有無や頒布権と複製権の関係など）。このためデジタル送信に関する権利は各国の法制度の状況に併せて個別的に統合されるべきであると考えられる。

私は著作権者・著作隣接権者の排他的権利は適用される技術によって制限されることはあってはならないと考えている。これはインターネットなどの「情報ハイウェイ」を通じての著作物のデジタル送信についても同様である。

実演家、レコードの製作者及び放送事業者の保護に関するローマ条約、レコードの製作者の保護に関するジュネーブ条約、ベルヌ条約およびTRIPS協定などでは放送についての権利は包括的なものではない。デジタル送信に包括的な排他的権利を適用するためにはデジタル送信を複製（頒布）行為として捉える必要がある。

オーストリア、ドイツの著作権法においても基本的にデジタル送信は複製（頒布）行為ととられるべきであると考えられる。

### 3. 「ネットワーク運営者等の責任」

宮下 佳之 弁護士

高度情報ネットワーク環境においては、膨大な量の情報が地理的な隔たりを越えて世界中の多数の利用者に同時に伝達されることになる。しかも、個々に伝達される情報はオリジナルとまったく同一であり、加えて（デジタル化されていることで）編集・加工といった再利用が極めてしやすい。このような高度情報ネットワーク環境下における情報の提供は高度の経済的効率性を実現すると共に、人々の社会的及び文化的な活動に相当の恩恵をもたらすのであり、その有用性は計り知れない。同時に提供される情報の権利者に対しても、高度情報ネットワーク環境は甚大な影響を及ぼす（例えば権利者でない者が許諾を得ずに世界中に情報を提供することで権利者は経済的利益を得る機会を失うことも有り得る）。今回の報告では高度情報ネットワーク環境がもたらす有用性と危険性を踏まえて、その担い手であるネットワーク運営者等の事業者が果たすべき役割及びその法的責任について検討を加える。

高度情報ネットワークが実現されるには、(1)「通信基盤の整備」、(2)「ホスト・端末の開発」、(3)「コンテンツの提供」、(4)「ネットワーク運営者等の存在」、(5)「利用者の存在」、(6)「コンテンツの素材の提供」という条件のいずれもが必要であり、これらのうち一つでも欠けるものがあれば、社会的に有用な高度情報ネットワーク環境は、実現できない。

ネットワーク環境が権利者に及ぼす影響の重大性のみを強調して、ネットワーク運営者等に、利用者の行為に対する無過失責任を負わせようとする考えがあるが、そのような責任を負わせることは、ネットワーク運営者等として活動しようとするインセンティブが失われることにつながり、ネットワーク運営者等となるべき者が現われないという結果をもたらすであろう。

かといって、権利侵害行為そのものまたは、それを黙認することによって利益を得ているネットワーク運営者等がまったく責任を負わないとした場合には、正当な権利者の権利を侵害する情報がネットワーク上に蔓延する事態を招き、ネットワーク上に情報を提供するインセンティブが失われることになり、コンテンツの提供という条件を欠くことにもなりかねない。

したがって、単純に責任を負わせるか否かという解決ではなく、情報が流通する各段階ごとに個別的にネットワーク運営者等が果たすべき役割を分析して解決するという方法をとることが望ましい。

まず、情報がアップロードされる段階で事前の調査・確認をする義務を課すべきであるか検討する。このような調査・確認をすべきであると主張することは十分理由のあることではあるが、ネットワーク環境が高度化すればするほど、その環境を流れる情報の量は膨大なものとなり、その全てについてネットワーク運営者等に事前に調査・確認することを求めることは妥当ではないと思われる（そもそも情報をアップロードするものが真の権利者であるか否かを確認する確実な手段が存在しないことに留意されたい）。

アップロードされる情報を事前に調査・確認することが相当でないとしてもアップロードした者の実名・住所・その他の情報を確認し得るような方策を講ずるべきではなからうか。情報が、第三者の権利を侵害したことが判明した段階で、アップロードした者の責任を追及することが出来、さらには行為者の違法行為を抑制する効果もあると思われるからである。



アップロードによって第三者の権利を侵害する意図がない者が結果として権利を侵害することも有り得る。現在いかなる行為が権利を侵害するかが曖昧になりつつあるので、権利を侵害したくないものはアップロードを控えるといったことになりかねない。そこでネットワーク運営者等が、アップロードしても良い情報の内容を出来る限り明確化することが望ましい。

次に第三者の権利を侵害する情報がアップロードされたとしても、ネットワーク運営者等が速やかに当該情報削除することで、権利者の被害を最小にすることができるので、アップロードされた情報を継続的に監視する義務を課するべきであるとの主張がある。私は継続的監視に過度の期待を寄せることは適当でないと考え。ネットワークの規模によっては監視が不可能である場合があるであろうし、既に述べたように権利者を確実に確認する方法はないのである。結局、ネットワーク運営者等の具体的役割、継続的監視の困難性の程度、違法行為が現存する可能性の程度、権利者に及ぼす影響の程度等の種々の要素を相関的に考慮して、個別具体的に検討せざるを得ないであろう。

継続的監視義務を負わせることが適当ではないとしても、権利者（と主張する者）より権利侵害の事実を指摘された場合に、ネットワーク運営者等に、当該情報を削除、若しくは一時利用停止にする義務を課して良いのではなからうか。

第三者の権利を侵害する情報がアップロードされた場合に、当該情報をアップロードした者に対しての権利行使を支援するために、権利者にアップロードした者の情報を提供する義務はあるであろうか。情報の開示がないと権利行使は不可能となるが、情報開示を義務づけた場合には、「表現の自由が制約されないか」、「プライバシー・通信の秘密が害されるのではないか」といった疑問が生じる。表現の自由は責任の所在を明らかにしない主張を無限定に認める趣旨ではないので、権利侵害の合理的な疑いがある場合などには、一定範囲の情報を開示することは認められるべきであると考え。では、当該情報をダウンロードした者の情報を提供する義務を課すべきであろうか。侵害情報がダウンロードした者の手元に残っている限り、権利保護を十分行なえないのであるから、この情報の提供も開示すべきであると考え。具体的には利用者との契約で一定の条件のもとでダウンロードした者の一定の情報が権利者に開示され得ることの了解を得ておくべきであろう。

既に述べたようにアップロードされた情報が第三者の権利を侵害しているか否かを事前に調査・確認することは不可能である。この点につきネットワーク利用者に十分な説明がなされない場合には、ネットワーク運営者等を信頼した利用者の情報利用によって損害の拡大がもたらされる。そこで、あらかじめ利用者に対して権利侵害の問題が生じ得ることの告知をする義務を課するべきであると考え。同様にネットワーク運営者等は利用者が許諾範囲を越えた利用を行なわないよう、当該情報の利用条件（許諾範囲）を明確に告知する義務があると解される。

ネットワーク運営者等が、期待される義務を果たしていない場合には法的責任を負うことが考えられるが、その内容は様々である。そこで、ネットワーク運営者等の法的責任を論ずる際には、(1)「第三者の権利を侵害する情報をシステムから削除し、又は、アクセスをコントロールする等の措置を講ずる義務があることを根拠とする、差止に関する問題であるのか」、(2)「無許諾でアップロードした者やダウンロードした者に関する情報開示義務に関する問題であるのか」、(3)「そうした無許諾の利用に伴って生じた損害の賠償に関する問題であるのか」、等の諸点を整理する必要があるであろう。

#### 〔オリジナリティを欠くデータベースの保護〕

##### 1. 「オリジナリティを欠くデータベースの保護—データの抽出行為に対する法的対応—」

Robbert J. Hart 英国弁護士

1995年7月にEUの閣僚理事会は、データベースの法的保護に関する閣僚理事会指令コモン

ポジションをまとめた。この指令の目的はデータベース保護のために適用される著作権法の調和をはかることとデータベースの全体又は実質的な部分の無許諾の抽出又は再利用或いはその両方から投資者を保護する、新たな独自の(Sui Generis) 権利を創設することである。

指令においては「その素材の選択又は配列により、著作者自身の知的創作物を構成しているもの」に著作権保護を与えることとしている。さらに独自権による保護で著作権法による保護を受けないと考えられる「選択又は配列がなされていない電子的データベース形態の素材の収集物」に保護を与えることが念頭におかれている。

このような独自権が盛り込まれた理由としては、オランダのVan Dale v. Rommeと米国のFeist v. Rural事件の影響が大きい。

データベースの最初の権利者を誰にするかという問題も重要であるが、指令では著作権法で保護されるデータベースについては著作者という概念を、そして独自権で保護されるデータベースについては「作成者(maker)」という概念を導入した。

独自権は15年間にわたり、保護されるデータベースの全体又は実質的な部分の無許諾の抽出及び再利用行為を禁止している。この権利は競争相手のみならず適法な使用の範囲を逸脱するユーザの行為をも規制する。

独自権による保護を与える根拠は作成者の投資努力である。

独自権による保護が及ぶのはデータベースの全体若しくはその実質的部分であり、素材には及ばない。

加盟各国は独自権による保護が及ばない例外を設けることが出来る。その例は「非電子的データベースのコンテンツの私的目的での抽出」、「教育又は科学研究のための例証目的での抽出」、「公の安全又は行政若しくは司法手続きの適切な執行を目的とする抽出及び／又は再利用」である。これらの権利を制限する契約を結んでもそれらは無効とされる。

ベルヌ議定書案作成においても不公正な抽出から保護する独自権の創設が検討される予定であることは注目されるべきことであろう。

## 2. 「オリジナリティを欠くデータベースの保護」

小泉 直樹 神戸大学法学部助教授

日本国著作権法（以下著作権法と略する）は1986年の改正によりデータベースを保護することを明確にした。著作権法において編集著作物（編集物でその素材の選択又は配列によって創作性を有するもの）とは別に、新しくデータベースの著作物（情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの）という概念が設けられた。このため編集物としてのデータベースの保護の可能性が検討されているアメリカと多少事情が異なることに注意すべきである。今回の報告では1986年改正がその後のデータベース技術の進歩に対応できているかという点と日本の現状はEUデータベース指令コモンポジション11条の要求する相互主義の基準を満たしているかという点につき検討したい。

我国においては編集著作物の創作性の基準は「素材の選択又は配列に何らかの形で精神的活動の成果が現れていればよい」とされ、データベースについても判例法上創作性の基準はそれほど厳格なものを要求されていないと考えて良い。

また、編集著作権侵害の判断基準は「収録された個々の素材の一部が単に個別的に複製、使用されているだけでは足りず、部分的にしる素材の選択、配列の観点からみてその構成を同じくし編集物として利用されていることを要する」とされ、デッドコピーの事例はともかく一部の利用についてはどのような場合に侵害が成立するか不明である。

我国においては単なる選択又は配列とは異なる体系的な構成という基準でデータベースの特性に合わせた保護を用意しており、EUの独自権とほぼ同じ保護を内国民待遇を前提として付

与していると言える。作成者と著作者、抽出と複製といった概念がまったく同じものであるかどうかは現段階では不明であるが、E U指令が成立した後に相互主義の要請を満たすために直ちに立法が必要であるとは言えないと思われる。

このようにとりあえずは新たな法改正が必要ないとしても、データベース技術の進歩により、データベースの定義が陳腐化していることは否めない事実である。情報収集への投資・努力を保護の根拠とせざるを得ないデータベースの登場も間近いかもかもしれない。

そこで将来的には著作権法の改正が必要と思われるが、その際には保護期間をどうするか、一部抽出に対してどのように対応するか、事実の独占を招かぬためにはどのように規定するかなど様々な点に十分配慮する必要がある。この点でE Uのコモンポジションには今後とも注目して行く必要があるだろう。

#### 〔著作権の処理 (Clearance)〕

##### 「著作権クリアランスと著作者人格権」

Fred M. Greguras 米国弁護士

マルチメディアの製品に既存のコンテンツが用いられることは少ない。これは著作権の権利処理に時間と費用がかかるからである。

この状況を打開するために米国や日本では集中的な著作権クリアリングハウスの実現に向けた動きがある。この実現においては一種類の著作物の権利者によって構成される組織（例えば全米作家同盟、アメリカメディア写真家協会）をボトムアップ方式でまとめて行くしかないであろう。

著作権クリアリングハウスは日本においてもいくつか研究されている。その主な例が知的財産研究所によるものと文化庁の著作権審議会マルチメディア小委員会によるものであるが、アメリカの産業グループには政府の干渉を警戒し、民間部門がクリアランスハウスを作るべきだと主張している。

マルチメディア製品の著作権クリアランスのための集中管理システムの基本的要素は以下の通りである。

- ・著作権者は任意に参加する
- ・当初は特定の分野（例えば音楽など）に限定する
- ・当初はロイヤルティ支払の管理を伴わないデータベースを用意する
- ・創作上のニーズを反映した標準的なライセンス形態を用意する
- ・著作者人格権の行使に当たる行為は、積極的標準ライセンス権の中に含める
- ・ロイヤルティは権利者が決定する
- ・権利の範囲、地理的領域などライセンス条件によってロイヤルティは異なる
- ・利用者を保護するために権利者がライセンスを与える権利を持っていることを保証する

なお、著作権クリアリングハウスだけで問題が解決するのではないということも注意すべきである。著作者人格権の行使やマルチメディア製品に組み込まれている特許権の行使などが問題を引き起こす可能性がある。

#### 〔質疑応答〕

Q1： 当社では求人・旅行情報の雑誌を出しており、現在のその電子化を計画しているが、このデータベースはどのように保護されるか。

A1： 一般論として情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有すればデータベースの著作物として保護されるであろう。例えば住宅情報についてのデータベースについて、

ありとあらゆる住宅情報をすべて取り込んで単に並べただけのもので有れば創作性が否定されかねないが、実際には住宅の選び方を工夫したり、当該物件に対する評価なども加えた上で、効率的に情報を検索することができるように構成していることが多いであろうから、保護を受けると考えて良い。EUでは独自権の対象として保護されるものであろう。米国では複製された量が少量でも重要な部分を複製すれば、それは複製権の侵害となる。

Q 2 : EUで著作権ではなく独自権で保護されるデータベースとは何か。

A 2 : Feist事件のような電話帳をもとにしたデータベースがまさにそれに当たるだろう。

Q 3 : データベースを自動形成しているような場合にその権利者は誰になるか。データベースを運用している者か、それともそのようなシステムを設計した者か。

A 3 : それは投資の定義によるが一般的には運用者と考えていただいて結構である。どんな投資でも保護されるのではなく、これも本質的な(Substantial)投資である必要がある。EUではコンピュータジェネレーティッドワークスについては対応を明らかにしていない検討中の課題である。

Q 4 : A社はある分野でデータベースを構築し、データベースサービスを提供しているが、B社が同じ分野で同様のデータベースサービスを展開したい場合に、A社のデータベースを再利用していないことを証明する方法はあるか。

A 4 : 独自に創作したという記録を残せばよい。データベースを構築する際には様々な素材を収集し、データベースの構造を考える必要がある。そこで記録が全く残らないということはないはずだ。

Q 5 : 電話帳のデータベースについて、電話会社ならともかくそれ以外の者には、どんな投資をしても（電話会社のデータベースから抽出するのではなく）電話帳のデータベースを作成することは不可能であるように思われる。このような場合、特定の情報が特定の者によって独占されることになるわけだが、この点についてどう考えるか。

A 5 : 電話会社のデータベースから相当の使用料を払って、データを使わせてもらえばよい。使用料が不当に高いものであったり、まったく使用を許されない場合には独占禁止法の適用で対処すべき。なお、EUの指令案では強制実施制度が規定されていたが、コモンポジションでは削除されている。

〔総括〕

中山 信弘 東京大学法学部教授

昨今、ネットワーク、マルチメディアと著作権法をとりまく環境は激動の渦に巻き込まれているが、その変化の要となるのはデジタル技術であり、この技術によって著作物がデジタル化されるという点が、著作権法に最も影響を与えている。

このデジタル化は Goldstein氏の挙げられた2つの課題の原因である「著作権の使用の公的な場所から私的な場所への移動」、「ネットワークを介した著作物への迅速なアクセスと著作物の使用に関する即時的な取引の実現」に大きな影響を与えている。

そこでこのデジタル化の影響によって、どのような行為形態を規制すべきかという点につき著作権法が変容を迫られており、また各国で著作権法を改訂するための、様々な試みがなされていることが今回のシンポジウムで議論された一つの柱であった。

次にオリジナリティの無いデータベースの保護についての議論に目を向けてみると、デジタル化されているデータベースが、ネットワーク社会の進展と共に、情報化社会のインフラとして脚光を浴びつつあることが指摘され、データベース作成に投入された努力（汗）と投資をどのように保護すべきかが問題となっていることが浮き彫りにされた。オリジナリティが無い故にこれらのデータベースを保護しないという結論はもはや採るべきでないと思われる。時代によって保護すべきもの、保護して欲しいものは変化して当然である。

さて、いかに保護すべきかについての議論をお聞きなされた方は既にお分かりのように、保護の方法については各国でコンセンサスが得られているとは言い難い。しかし、EUの試みはその先駆となるものである。また、データベースを保護することが重要であるとしても、それと併せて知る権利などへの配慮も行う必要があるだろう。

既に述べたとおり、現在はデジタル化への道を進んでいるさなかであるが、著作権法自体もデジタル化社会におけるインフラなのであり、デジタル化対応の著作権法が必要とされている。その例として3つ目の議論の柱として取り上げられた著作権の集中処理が挙げられる。

デジタル化社会において著作権の処理を円滑に進めることは重要な課題であり、この点についても各国の各団体で様々な試みがなされているが、まだ結論は出されていない。これらの試みがゆくゆくは調和される方向を目指すことが望ましいであろう。

フランス革命はある婦人達が監獄を襲ったという小さな出来事から始まり、世界を大きく変えていくことになった。我々はデジタル化という激動の時代を生きているが、今回のなされた議論が大きな革命の最初の一步であり、今後の議論の礎となることを望んでいる。

(了)